

特別記事

賀川真理君学位請求論文審査報告

賀川真理氏から提出された学位請求論文、「日米移民問題をめぐる連邦政治・地方政治と日本——サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題に関する考察」の構成は次の通りである。

序 章 問題意識

第一章 二〇世紀転換期のサンフランシスコ市政とアイリッシュの進出——中国人・日本人排斥に関する一考察

一 問題の所在

二 アメリカ合衆国におけるアイリッシュ

三 サンフランシスコにおけるアイリッシュ

四 中国人排斥とアイリッシュ

五 一八八〇年代以降のアイリッシュと日本人排斥

六 結び

注

第二章 サンフランシスコ大震災と日本の対応——積極的な

対米イメージ作り

一 問題の所在

二 日本の対応

(一) 救済方法の模索

(二) 義捐金の呼び掛け

(三) 在米日本人の対応

三 義捐金の拒絶と日米の対応

(一) 外国からの義捐金の拒絶

(二) 義捐金の受諾

四 結び

注

第三章 サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題

第一節 中国人に対する隔離教育と日本人子弟の教育問題

に関する一考察

一 問題の所在

二 中国人学校の設置

三 日本人学童隔離問題

(一) 一八九三年における日本人学童隔離問題

(二) 学童隔離問題の興隆

(三) 外国語学校取り締まり法

四 日本語学校存在意義

(一) 日本人移民の定着

(二) 日本語学校の変遷

(三) 日本人教育会の発足

(四) 日本人と日本語学校

五 結び

注

第二節 一九〇六年の隔離決議をめぐる在米日本人の対応

一 問題の所在

二 在サンフランシスコの日本領事の対応

三 駐米日本大使の対応

四 在米日本人連合協議会の対応

(一) 在米日本人連合協議会と学童隔離問題

(二) 安孫子久太郎の日本政府に対する見解と二世教

育観

五 結び

注

第三節 サンフランシスコ市政と学童隔離問題

一 問題の所在

二 学童隔離問題前後のサンフランシスコ市政

三 隔離理由と現地での反応

四 市政と「日本人問題」

(一) 市長の不在

(二) ワシントンでの交渉

五 結び

注

第四節 国務省の対応

一 問題の所在

二 日本人移民と転航者

三 前期の対応

四 後期の対応

五 結び

注

第五節 セオドア・ローズヴェルト大統領の対応を中心として

一 問題の所在

二 前期の対応

三 大統領教書の送付

四 後期の対応

五 結び

注

第六節 日本人学童隔離問題と日米関係

一 問題の所在

二 メトカフ長官の派遣と州権論争

三 日米貿易に対する懸念

四 日米戦争論

五 結び

注

終章

連邦政治と地方政治

一 サンフランシスコ大震災後の対応における連邦政治と

地方政治

(一) シュミッツ市長による対応

(二) 連邦政府による対応

(三) 連邦政治と地方政治

二 日本人学童隔離問題における連邦政治と地方政治

(一) 連邦政府と州政府

(二) 連邦政府と市政

三 対外政策をめぐる連邦政治と地方政治

注

序章「問題意識」では、何故サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題を、研究テーマとして選択したかの理由が示される。第一に日本人学童隔離問題は、日本の開国以来日米外交史の中できわめて重要な外交上の懸案事項となったこと、第二に本問題はローカル・ポリテイクス及びカリフォルニアあるいはサンフランシスコという風土との関わりにおいて議論されるべきであると考えたこと、第三に本問題に対する従来の研究があまりにも画一的なとらえ方——例えば日本側が米連邦政府へ抗議を申し入れたのは、日清・日露の両戦争に勝利した日本が軍事力を背景に欧米諸国と対等の待遇を要求しはじめたからだといった論議や、黄禍論、日米戦争論といったステレオタイプの見方から、日米関係悪化の原因とするようなとらえ方——に對し、問題の本質が無視されてきたと考えられたことである。本論文では、日本人学童隔離問題の発生理由を、当時のサン

フランシスコ市政の特殊な政治状況に求め、これを単なる移民問題としてとらえるのではなく、当時のサンフランシスコという一地方政治との関連でとらえる、すなわち現地社会全体を見通した視点から問題の発生とその意味を考察することが力説される。

第一章「二〇世紀転換期のサンフランシスコ市政とアイリッシュの進出」は、都市としての形成・確立期を迎えたサンフランシスコにおいて、中国人・日本人が排斥された点を市政とアイリッシュの関わりに着目しながら考察している。二〇世紀初頭のサンフランシスコでは、全米各地から金鉱を求めてやってきた若者が多く、政治・経済の支配者層には他の大都市では社会の中枢部に入れなかったアイリッシュが多く見られた。アイリッシュは次のような特徴を持っていた。一、絶対的な数の多さ、二、大部分がカトリック教徒、三、都市に集住、四、投票者集団としての団結、五、抗議の手段としての実力行使。こうした特色を持つアイリッシュは、移民以前から英語が話せたことの利点も利用して、サンフランシスコにおいて確実にホワイトカラーの地位と土地の所有権を入手していった。そして、WASPが支配する他の多くの都市とは異なり、カリフォルニアの開かれた社会では、東部より二世代も早くアイリッシュを政界に進出させたのである。アイリッシュの一人、民主党のプロダリックは州知事とのパイプを太くし、カリフォルニア州議会上院議長、さらには連邦上院議員にのぼりつめる。またダウニ

ーは、アイルランド生れのカトリック教徒として最初の州知事となった。サンフランシスコ市レベルでも、東部にさきがけアイルランド系の市長が誕生。このようにしてサンフランシスコという新興都市においてアイリッシュは次第にリーダーとしての地位を確立していったのである。当時のサンフランシスコではボス政治と革新政治がくり返されていたが、いずれの政権においてもアジア人排斥が政治綱領として掲げられた。特にアイリッシュはその中心となって、中国人、さらに日本人を排斥の標的とするに至る。一八八〇年代から日本人移民の排斥が進む一九二〇年代までに労働組合の組織化が進み、ボス政治が展開され、中国人の減少に伴い、排斥の対象が日本人移民に移っていく。特に一九二一年から二二年にかけては、カリフォルニアの日本人排斥連盟の中心人物であったアイリッシュのマックラッチーの活動は極めて積極的であり、地方新聞「サクラメント・ビー」の編集者として日本人は本質的にアメリカ人と同化できないという観点から、排斥を唱え、州の財務労働長官、司法長官さらに第一次大戦の出征軍人によって構成される米国在郷軍人会とともに、国務省に日本人排斥のためのパンフレットを数多く作成して提出したのである。

以上のように、本章はアイリッシュが中心となって、中国人、さらには日本人排斥運動が積極的に行われたことを分析している。彼らの政治的指導力、民族としての団結力は組織票につながり、政界・財界・言論界を握りその激しい闘争スタイルと

もに日本人排斥の急先鋒になったことが各種の資料によって明らかにされた。

第二章「サンフランシスコ大震災(一九〇六年)」と日本の対応」は、「有史以来の大地震」といわれた一九〇六年四月の震災に対し日本がどう対応したかを分析したものである。日本は外務省の出先機関である現地の日本領事館、ワシントンの駐米日本大使館、外務省をはじめとする日本政府の三つが、それぞれ対応を模索する。在サンフランシスコ日本領事は、領事館に集まってきた日本人と共に、罹災日本人救済会を設立⁵⁾。その後オーランド、パークレー、アラメダなど各地に救済会が作られる。駐米日本大使は天皇からの救助金をはじめ、日本のすみやかな対応をうながし、また日本政府とは別に友好団体米友協会も、援助について積極的に動き出した。また、日本赤十字社も全国から義捐金を募集し活発な運動を展開するが、日本政府による義捐金募集の広報活動が、やがて本格化することになる。そして、義捐金の多くは日本人だけを対象としたものではなく、サンフランシスコの一般罹災者をも対象として送付されることになった。これは日本人移民に対する差別が解消することを願い、また黄禍論や日米戦争論によって国家関係が悪化しないようにとの配慮もあってなされた措置であり、当初外国からの援助を一切受けつけないという方針を掲げていたローズヴェルト大統領の態度を変えさせることになる。またニューヨークをはじめとする在米日本人も義捐金の募集に大いに動き、反日で知られ

た「サンフランシスコ・クロニクル」でさえ、日本の救済活動を評価したほどであった。本章は、サンフランシスコ大震災の罹災者を救済しようとする日本の対応の特徴を三つに要約している。第一に何としてもサンフランシスコ大震災の救済に役立ちたいとする熱心な態度。第二に米国、特にカリフォルニア州における日本あるいは日本人のイメージを好転させようという目的。第三に日本の天皇から下賜された義捐金が外国からの義捐金としては初めてサンフランシスコの救済委員会により受理されたことである。

従来、日露戦争後の日米関係については、太平洋沿岸への移民の増加も手伝って、黄禍論あるいは日米戦争論が強調されるあまり、日米関係は急速に悪化の一途をたどったとの説明が通説であったが、こうした震災を「利用」してのイメージの好転に日本側が積極的に動いたことが、アメリカ側の態度の変更につながったことが鮮やかに描かれている。

第三章「サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題」は、本論文の中心を成すが、六節から成る。

第一節「中国人に対する隔離教育と日本入子弟の教育問題に関する一考察」は、一九〇六年及び二十一年に発生する隔離問題のさきがけとして、一八九三年にサンフランシスコで起きた日本人学童に対する隔離問題をカリフォルニアにおける隔離学校の設置、日本人学童をめぐる差別と日本の対応、日本語学校の変遷と存在意義といった観点から考察したものである。一八四

〇年代からアメリカに渡った中国移民に対し、早くも一八五二年、カリフォルニア州知事は白人労働者に対する脅威として、中国人移民問題をとりあげ、政治問題化しようとした。そして一八八五年、サンフランシスコの市・郡学務局は中国人を公立小学校から排除する決議を行い、州最高裁判所の決定により同決議は無効となったが、やがてサンフランシスコに正式な中国人専用の「中国人小学校」が設置され、後に「東洋人学校」となって、中国人及び日本人を同学校に通学させようとの動きが出てきたのである。日本人学童を隔離せよという問題が最初に発生したのは、一八九三年であり、「今後日本人が公立小学校に入学することを禁止し、『中国人学校』に限りその入学を許可すべきである」との議案を提出、満場一致で可決された時から始まる。この決議は無効とされるが、一九〇五年再び日本人学童に対する隔離決議案が学務局に上程され、その後も日本人学童を一般の公立小学校から追放しようとする動きは連綿として続くことになる。一方、日本人移民に対する日本語学校も、移民の増大とともにカリフォルニアを中心に増大していくが、こうした外国語学校に対する取締りも次第に強化されていく。

本節ではこうした中国人に対する隔離と日本語学校を中心とする日本人移民の子弟に対する教育と、それに対するアメリカ側の反応が分析されている。

第二節「一九〇六年の隔離決議をめぐる在米日本人の対応」は、一九〇六年のサンフランシスコにおける日本人学童隔離問

題に対する在サンフランシスコ日本領事、在米日本大使、在米日本人連絡協議会の対応の特徴を、明らかにしたものである。

上野領事は、隔離決議が行われた翌日、サンフランシスコ学務局へ決議に対する抗議の書簡を送り、学務局からの回答が届かないと、サンフランシスコ市長代理にも抗議書を送り、隔離決議が日米間の条約違反であること、日本人がこの措置が屈辱的で不当な人権差別であると考えていることなどを申し入れた。同時に上野領事は、在米日本人が個人的な行動に出たり、強硬な手段に訴えたりしないように呼びかけを行った。抗議のための「居留民大会」を中止するよう働きかけたり、隔離を不服として合衆国巡回裁判所に訴訟を起した日本人移民に、訴訟撤回の勧告をしたりしている。これすなわち、こうした行動によって排日運動に拍車がかかることを恐れたのである。一方ワシントンの青木周蔵大使は、連邦政府宛に隔離決議の不当性を訴えると同時にメトカフ国務長官と交渉を行い、同時に移民制限と引換えに日本人の帰化権獲得の要請をするよう日本政府に提案している。これに対し在米日本人連絡協議会は、領事や駐米大使とは異なる独自の立場から、学務局などに働きかけたり、日本の世論を喚起しようと努めた。そして、居留民大会を開催して、在米日本人の意志を統一し、団結を呼びかけ、また日本の領事ではなく外務大臣に直接働きかけたり、地元で影響力のあるアメリカ人に訴えるなどして、学務局の違法を取り消すため、合衆国の世論を利用しようとし、またこの事件を広く日本国民

に知ってもらうため、日本の新聞社へも積極的に働きかけた。だが肝心の日本政府は、日本人学童が隔離されることは屈辱的であるとしながらも、具体的な手段をとり得ず、合衆国政府の指示通りに動き、ローズヴェルト大統領にその解決を任せるとともに、移民制限交渉を水面下で行ったのである。最終的には大統領がサンフランシスコの学務局員、市長等をワシントンに招き、日本人に帰化権を与えることなく、日本人移民の流入を阻止するという手段に出る。この間の動きが各種の資料によって明らかにされる。

第三節「サンフランシスコ市政と学童隔離問題」は、同問題がどのような市政の状況下で生じたものか、またサンフランシスコ市政を動かしていた二人の人物、政治ボスのルーフとシュミッツ市長、そして彼らの支配下にあった学務局や一般市民の隔離問題についての認識は、いかなるものであったかを考察している。当時学務局はルーフとシュミッツの支配下にあった。両者はいずれも隔離問題を政治的に利用しようとした。ルーフは、収賄事実の発覚や、シュミッツ人気によって、自分の地位に陰りが出てきたことから、学童隔離を行うことで人々の関心を収賄問題からそらし、ボスとしての面目を保ち、また労働組合員からの支持を自分にとりもどすため、最後の切り札として利用しようとしたのである。一方シュミッツは市長にかつがれた当初は、政治的に無知で、市政の実権はルーフにあったが、やがて学童隔離問題が外交交渉として注目されるようになると、

これを利用して裁判を引きのばし、市民の支持を一層集めるための手段として利用したのである。このように、ボスト市長が人々の目をスキャンダルからそらし、権力復権のために利用しようとしたことが、シュミッツの私文書などを十二分に活用して明らかにしたのが本節である。

第四節「国務省の対応」は、学童隔離問題が半年におよぶ連邦政府とサンフランシスコ市側との交渉の結果、最終的には大統領のイニシアティブによって決着したのであるが、その間、大統領、司法省、駐日アメリカ大使、駐米日本大使等と緊密な連絡をとり、移民問題などの対応にあったのは、国務長官のルートであった。本節は、ルート長官と出先機関のやりとりを国務省資料に依拠しながら考察している。ルート長官は、第一に隔離問題の本質を日本人労働者の流入が原因であると考え、第一に隔離問題の解決は日本人労働者として「優秀なために」現地の労働者との競合問題が発生していると分析。第二に一八九四年に締結された日米通商航海条約には、日本側の主張した教育に対する最恵国待遇を行う権利が含まれていると把握し、最終的には日米条約の限界を認め、連邦政府の名でサンフランシスコ州法の合憲性を問う訴訟については、慎重に行うよう指示し、第三に日本人にアメリカに帰化する権利があるかどうかについては、少なくとも隔離問題交渉が行われている時点で議論することは「無益である」とし、帰化権については否定的な見方をしていた。第四に、学務局が「東洋人学校」も一般の公立学校

と全く同じ教育上の便宜をはかっているとの主張に対し、「全く同じ」であるとはみなせないとし、第五に国務省内部の意見調整にあたり、日本にある出先機関と密接な連絡をとり、情報収集に努めたのである。その結果、ルートはハワイなどから日本人移民が米国本土に行くことを禁止すると同時に、日米条約では何ら保障されていないにもかかわらず、日本人学童が東洋人学校でない一般の公立小学校に通う資格を市側に認めさせる上で、多大の貢献を行ったとの分析がなされている。

第五節「セオドア・ローズヴェルトの対応を中心として」は、ローズヴェルト大統領が依然として隔離決議を撤回しない学務局の幹部をワシントンへ招聘することを考え、さらにサンフランシスコ市長をも招き、隔離決議をとり消す条件として、移民制限を行うことが約束された。以上から本節において、ローズヴェルトの対応は五つに要約される。第一に日本に対しては正義と公正さに基いて対処することを表明し、懐柔策としては最も効果的とみられた帰化権の付与を示唆したこと、第二に国内向けには、軍事力の行使をも辞さないといった強硬政策をとることで、サンフランシスコにおける日本人に対する暴力行為をやめさせたこと、第三にカリフォルニアの州権論者や州議会に對しては、日本人を中傷するとブライドの高い彼らから移民制限をとりつけられなくなると説得したこと、第四にこの機会に乗じて日本の軍事的脅威をあり、海軍力増強を説いたこと、最後にワシントンでの交渉ではカリフォルニア州選出議員を、

州議会に対しては知事を、あるいは必要に応じて現地の事情に詳しい者をうまく利用したこと。以上により極めて現実的な行動をとった。こうして学童隔離問題と移民制限を巧みに結びつけるいわゆるリンケージ・ポリティクスの有様が巧みに分析されている。

第六節「日本人学童隔離問題と日米関係」は、学童隔離問題に対しサンフランシスコおよびカリフォルニア州と連邦政府のあるワシントンD.C.のみならず、アメリカ各地で噴出した反応を分析することにより、日露戦争後の日米関係において本問題のどのような点が問題となったのか、何故本件が米国で大きくクローズ・アップされたかを明らかにしようとするものである。具体的には、ローズヴェルト大統領によるメトカフ商務労働長官の派遣と州権論争、日米貿易への懸念、日米戦争論・南部・中西部の動向の四点をあげる。メトカフの派遣に伴い、連邦政府と州との間に対立が発生したことについては、第五節で取り上げられている。日米貿易への影響については、中国人移民排斥に反発して米貨ボイコット運動が清国で発生し、日本に波及でもしたら東洋貿易全体を危うくすることさえ懸念された。だが、日米双方が速かに行動をとった結果、日米貿易へのダメージはほとんどなかったこと、東京・大阪・京都・横浜・神戸の五商業会議所が連名で大統領とサンフランシスコなど一五の商業会議所に今後同様な事件が勃発すれば、国交の親善や通商の発達を阻害することになるので、十分配慮して欲しいとの要望

書を送付し、シアトル・サンフランシスコの両会議所は、日本移民排斥に反対する立場を表明し、日米経済関係の発展のためにも移民問題に努力する旨の決議書を發表したことが明らかにされる。

日米戦争論については、逆に大統領として戦争に発展する可能性をほのめかすことで、当時海軍拡張に消極的であった連邦議会や世論に働きかけ政権を強化することも忘れず、日米関係を悪化させることのないよう日本側に配慮する行動をとったことがアメリカの西部・南部・中西部を中心とした各地域における州権論争を巻き起したのである。

終章「連邦政治と地方政治」は、対外政策をめぐる連邦と地方の政治の特徴を考える。特に日本人学童隔離問題をめぐる連邦政府と州政府、あるいは両者の力関係や権限をめぐる掛け引きが色濃く出てくる。ローズヴェルト大統領は、外国の交渉は国家だけが出来るのであり、いかなる州も条約を締結することは出来ない、米国における外国出身の市民の地位を決定するのは国家であると強調した。すなわち国家の代表である大統領は時には自国内にきびしい姿勢を示すことによって相手国との友好関係を保ち、一方州知事、市長などは地元の利益を最大限に引き出すために簡単に決議の撤回に応ぜず、連邦政府側との交渉に臨んだのである。

以上見てきたように、本論文は従来外交史の観点から二国間

の交渉として論じられてきた移民問題、あるいは社会学の専攻

者が人種問題として論じてきた問題を、アメリカの国内問題としての重要性に着目し、特に連邦政府と地方政府との関係に焦点をしばり、現地社会の全体の中での日本人の存在を意識しながら、学童隔離問題が発生した背景や、日本政府と連邦政府、あるいは地方政府と連邦政府がどのような交渉を行い、最終的に日本人移民の制限と結びつけられたかを明らかにした点が評価できる。資料についても、連邦政府、地方政府および日本外務省に保存されている当時の一次資料に依拠したところが大きい。アメリカにおける国内政治に関する研究を公刊されたのみならず、非公刊の博士論文、さらには日本赤十字社の社史、当時の内外の新聞、ローズヴェルト大統領、元サンフランシスコ市長の個人文書など、渡米して渉猟した点も高く評価できよう。

本論文の大部分は、かつて『法学政治学論究』『法学研究』に発表されたり、アメリカ学会における発表によって、研究者の批判を経たものである。

だが本論文にも若干の問題がある。サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題に関する地方政治と連邦政治の連関については、ローカル対中央の問題、あるいはリンケージ・ポリティクスとして巧みに説明されているが、果してそれがアメリカ政治、あるいはアメリカ外交の分析にどこまで一般化が可能かという問題である。これは今後のアメリカ研究、日米関係研究を

続けていく上で、克服されるべき問題である。

以上、若干の問題があるにせよ、本論文は大学院修士課程の時代から追い求めてきた研究の集大成であり、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分であると認めるものである。

一九九五年一月一七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	池井 優
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員社会学博士	川合隆男
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	久保文明